



なお、適否の判定を行う際、専門的な知識又は判断を必要とする場合は、入札執行権者は、工事執行権者に対し技術的な支援を求めることができるものとする。

7 入札執行権者は、落札候補者の中に前項の判定の結果が否と判定された者があった場合は、その者を失格とし、順次繰り下げ落札候補者の選定及び判定を行い、落札候補者を決定するものとする。

8 入札執行権者は、決定された落札候補者のうち評価値が最も高い入札者の入札金額が調査基準価格を下回る場合は、失格基準⑤に該当するかどうかの確認を行い、該当する場合は、直接工事費等低価格理由書（様式4号）を作成し、その内容について工事執行権者に通知するものとする。

該当しない場合は、第6条による調査の結果が適とされた場合と同様の手続を行うものとする。

9 入札執行権者は、条件付一般競争入札実施要領第19条により落札候補者に対する通知を行う際に、直接工事費等低価格理由書（様式4号）を配布し、必要事項を記載した上で提出させるものとする。

（調査の実施）

第5条 入札執行権者は、前条第9項により提出を求めた直接工事費等低価格理由書（様式4号）が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

2 工事執行権者は、必要に応じて落札候補者から聴き取り調査を行い、失格基準⑤に基づき適否の判定を行うものとし、その結果を直接工事費等低価格調査票（様式5号）にまとめ入札執行権者に通知するものとする。

（調査の結果が適とされた場合）

第6条 入札執行権者は、第5条の調査の結果、適とされた場合で、福島県総合評価方式実施要領第4条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、当該落札候補者を落札者とするに関して、同実施要領第4条の規定に基づく学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。

（調査の結果が否とされた場合）

第7条 入札執行権者は、第5条の調査の結果、否とされた場合は、次順位の落札候補者について福島県総合評価方式実施要領第4条の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、学識経験者の意見を聴取した後、落札者を決定するものとする。この場合において、次順位の落札候補者が調査基準価格を下回る場合には、第4条第8項以降と同様の手続を行うものとする。

2 工事執行権者は、前項の規定に基づき落札者の決定をしたときは、速やかに、入札結果（工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達。以下「公表要領」という。）3(3)アの規定に基づく書類）に直接工事費等低価格調査票（様式5号）を添えて予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。この場合において、工事執行権者が公所長であるときは主務課長に報告し、主務課長が予算主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

（施工体制確認調査）

第8条 落札者は、契約締結後、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10の規定により施工体制台帳の写しを提出する際、併せて下請契約書の写しを提出しなければならない

い。なお、下請契約が未契約の場合は、想定される下請金額を記載した施工体制台帳の写しを提出するものとし、その後下請契約の締結がなされた場合に速やかに提出するものとする。

2 落札者は、第1項の規定により提出された施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しの内容が、工事費内訳書（様式1号）の記載内容と変更が生じた場合は、その変更内容を記載した工事費内訳変更書（様式1-1号）を提出しなければならない。なお、以下の各号に示す重要な変更が生じた場合は、下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）及び変更内容を記載した下請工種内訳変更書（様式2-1号）を併せて提出しなければならない。

一 工事費内訳書（様式1号）に記載されていない新たな下請負人と契約する場合

二 工事費内訳書（様式1号）に記載されている各下請負人の金額を下回る場合

三 下請工種内訳書（様式2号）の工事内容に変更・追加が生じた場合

3 工事執行権者は、第1項及び前項の規定により提出された施工体制台帳の写し、下請契約書の写し、工事費内訳変更書（様式1-1号）、下請工種内訳変更書（様式2-1号）及び下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）について、施工体制確認調査基準（以下「調査基準」という。）に基づき照査を行い、調査基準を満たさない場合には、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

4 落札者は、第1項若しくは第2項の規定により提出された書面の内容に変更が生じた場合又は新たな下請負契約を締結しようとする場合は、その都度、その内容について第3項の規定に基づき工事執行権者に提出しなければならない。

5 工事執行権者は、福島県元請・下請適正化指導要綱第11の規定により提出された下請負報告書について、調査基準に基づき照査を行うものとする。

6 工事執行権者は、第3項の指示に従わない場合または前項の照査の結果、調査基準を満たさない場合には、落札業者について入札参加資格制限又は工事成績評点の減点の対象とすることができる。

（入札参加者への周知）

第9条 入札執行権者は、本制度の円滑な運用を図るため、当該対象工事の入札公告、入札説明書又は契約の方法及び入札の条件において、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 施工体制事前提出方式の適用工事であること。

(2) 施工体制事前提出方式における失格基準及び調査内容に関すること。

(3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(4) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合、当該入札者名を公表すること。

(5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、評価値の最も高い者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

(6) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、入札後の事情聴取等に協力すべきこと。

(7) 調査基準価格を下回って落札した場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則17号）第228条及び福島県工事請負契約約款（平成8年3月29日総務部長依命通達。以下「工事請負契約約款」という。）第4条第2項で規定する契約保証金について、請負代金額の100分の10以上から100分の30以上に引き上げること。

(8) 調査基準価格を下回って落札した場合は、工事請負契約約款第34条第1項で規定する前払金について、請負代金額の10分の4以内の額から10分の2以内の額に引き下

げること。

(9) 調査基準価格を下回って落札した場合は、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置することを義務づけること。なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めないこと。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めないこと。）

(10) 調査基準価格を下回って落札した者が共同企業体（経常又は特定）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ適用すること。

(11) 第 7 号から前号までの規定により変更となった契約条件に対して落札候補者の対応が困難な場合にあっては、落札者決定前に辞退を申し出ることができること。

（入札の執行）

第 10 条 入札執行権者は、開札したとき直ちに入札書を確認し、調査基準価格を下回った入札を行った者があった場合には、当該入札者名を読み上げるものとする。

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行権者は、入札参加者に対して落札者の決定を保留し、落札者については後日決定し、その内容を通知することを告げて、入札を終了するものとする。

（落札候補者となれなかった者に対する理由の説明）

第 11 条 落札者となれなかった者は、入札執行権者に対し、福島県総合評価方式試行要領第 1 4 条の規定に基づき、その理由について説明を求めることができる。

（工事請負等契約書における特約条項について）

第 12 条 工事執行権者は、調査基準価格を下回り落札者となった者と工事請負契約を締結する際には、以下に示す内容を特約条項とし契約に付すものとする。

(1) この工事における契約保証金は、工事請負契約約款第 4 条第 2 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 3 以上とする。

この場合において、工事請負契約約款第 4 条第 2 項及び第 4 項中の「10 分の 1」とあるのは、「10 分の 3」と読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(2) この工事における前払金については、工事請負契約約款第 34 条第 1 項の規定に関わらず、請負代金額の 10 分の 2 以内の額とする。

この場合において、工事請負契約約款第 34 条第 1 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と読み替え、同条第 6 項中の「10 分の 4」とあるのは「10 分の 2」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 7 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替え、同条第 8 項中の「10 分の 5」とあるのは「10 分の 3」と、「10 分の 6」とあるのは「10 分の 4」とそれぞれ読み替えることを工事請負契約の特約条項に示すものとする。

(3) この工事においては、建設業法第 26 条第 1 項又は第 2 項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件（主任技術者又は監理技術者となるための要件）を満たす者 2 名を配置する。なお、当該工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2 名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用は認めない。）

(4) 受注者が共同企業体（特定又は経常）である場合、前号の規定は代表構成員にのみ

適用する。

(低価格入札者の公表)

第13条 工事執行権者は、調査基準価格を下回った入札を行った者について、公表要領による契約締結後に行う公表において、総合評価方式入札結果（福島県総合評価方式実施要領様式第4号）により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月10日以降に起工する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日以降に起工する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に起工する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日以降に入札公告する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月10日以降に起工するものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

(改正後全文)

## 施工体制事前調査失格基準

### 1 施工体制事前調査失格基準の概要

施工体制事前調査失格基準（以下「失格基準」という。）は以下に示すとおりであり、失格基準には、純工事費に対応した直接工事費及び共通仮設費基準、現場管理費に対応した現場管理費基準、一般管理費に対応した一般管理費基準及び直接工事費を対象とした元請下請適正化基準を設定し、いずれかを満足しない場合は、当該入札を「公正な入札を妨げるおそれがある入札」として落札不相当とする。

失格基準の主な特徴は以下のとおりである。

- 直接工事費及び共通仮設費基準**： 工事目的物を完成させるために最低限必要な直接及び間接経費について、市場性も考慮し一定の判断基準を設定するもの。
- 現場管理費基準**： 工事を管理、運営するために最低限必要な元請及び下請の経費について、下請割合等に応じて一定の数値的判断基準を設定するもの。
- 一般管理費基準**： 工事の施工にあたり、企業の経営、管理及び活動に必要な本社(店)及び支社(店)における経常的な最低限必要な経費について、一定の数値的判断基準を設定するもの。
- 元請下請適正化基準**： 工事の施工にあたり、工事目的物を構築する上で最低限必要な直接工事費（労務費、材料費及び直接経費）のうち下請負に附す部分の金額について、一定の数値的判断基準を設定するもの。（ただし、建築工事及び建築設備工事は適用しない。）

### 2 用語の定義

- (1) 直接工事費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の直接工事費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (2) 共通仮設費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の共通仮設費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (3) 現場管理費相当額 別表中の工事区分の欄に定める工事の種別に応じて同表中の現場管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (4) 一般管理費相当額 別表中の一般管理費相当額の欄に掲げる額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。
- (5) 設計額 設計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）をいう。（予定価格とは異なります。）
- (6) 下請純工事費 落札候補者の入札金額における下請工事の純工事費相当額（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計をいう。
- (7) 全純工事費 落札候補者の入札金額における純工事費（消費税及び地方消費税の額

を除く。)をいう。

- (8) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の構成については、土木工事標準積算基準によるものとする。

### 3 失格基準

#### (1) 現場管理費基準

落札候補者の入札金額における現場管理費相当額が、次の失格基準①に該当する場合は、当該落札候補者を失格とする。

##### **失格基準①**

$$\text{落札候補者の現場管理費相当額} < \text{設計額における現場管理費相当額} \times \\ (0.55 + \text{下請純工事費} / \text{全純工事費} \times 0.45) \\ (\text{千円未満切り捨て})$$

#### (2) 一般管理費基準

落札候補者の入札金額における一般管理費相当額が、次の失格基準②に該当する場合は、当該落札候補者を失格とする。

##### **失格基準②**

$$\text{落札候補者の一般管理費相当額} < \text{設計額における一般管理費相当額} \times 0.5 \\ (\text{千円未満切り捨て})$$

#### (3) 元請下請適正化基準

落札候補者の入札金額における直接工事費（労務費、材料費及び直接経費）のうち下請負に附す部分の金額について、次の失格基準に該当する場合は、当該落札候補者を失格とする。（ただし、建築工事及び建築設備工事は適用しない。）

##### **失格基準③**

$$\text{落札候補者の直接工事費における想定下請応札率} < \text{調査基準価格} / \text{予定価格}$$

##### **失格基準④**

$$\text{落札候補者の直接工事費における想定下請応札率} < \text{応札率}$$

なお、「直接工事費における想定下請応札率」は、直接工事費に計上された下請金額の合計額と、工種毎の設計額に対応した応札金額との割合から次式により算出するものとする。

下請金額の総額 ÷ Σ（各工種の下請金額 ÷ 当該工種における工種別応札率）

下請金額の総額：直接工事費に計上された下請金額の総額をいう。

工種別応札率：直接工事費内の工種毎の設計額に対する、当該工種毎の設計額に対応した応札額との割合をいう。

「応札率」とは、応札者の入札額を予定価格で除した率をいう。

#### (4) 直接工事費及び共通仮設費基準

落札候補者の入札金額における直接工事費及び共通仮設費相当額が、次の失格基準

⑤に該当する場合は、その金額の根拠等について聴き取り調査を行い、合理的な根拠がない場合は失格とする。

#### **失格基準⑤**

・落札候補者の各工種毎の直接工事費相当額 <  $\text{設計額における各工種毎の直接工事費相当額} \times 0.85$   
(千円未満切り捨て)

ただし、工種毎の直接工事費相当額について、設計額において減額計上されるもの(有価物の売却金額等)については適用しない。

・落札候補者の共通仮設費相当額 <  $\text{設計額における共通仮設費相当額} \times 0.85$   
(千円未満切り捨て)

#### 4 工事費内訳書の提出義務化

失格基準の適用に際し、応札者の純工事費を確認する必要があることや、予定価格の事前公表が、特に一般競争入札において積算能力を有しない等の不良不適格業者の安易な参入を招くことにならないようにするために、入札時において全ての応札者から工事費内訳書の提出を求めるものとする。

#### 5 工事費内訳書記載内容変更の制限

数値的判断基準に下請割合の数値を導入することにより、入札時に下請割合を過小に記載した工事費内訳書を提出するおそれがあることから、調査対象者が落札者となり、工事着手後に下請割合の大幅な増加を行うことのないよう、一定の制限を与えるものとする。

この場合において、下請割合の大幅な増加とは、入札時に提出された工事費内訳書の下請負予定額に対し、その後の下請負額の増額が30%を超える場合とする。



「別表」「諸経費の取扱い」

工事区分	直接工事費相当額	共通仮設費相当額	現場管理費相当額	一般管理費相当額
土木工事 建築工事 建築設備工事 建築機械工事 建築電気工事	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
施設機械設備工事 水道設備工事 下水道設備工事 鋼橋上部工事 電気通信設備工事 揚排水機場設備工 事 水門設備工事 等	次の額を合算した額 機器費 直接製作費 直接工事費(据付)	次の額を合算した額 間接(二次)労務費 共通仮設費(据付)	次の額を合算した額 工場管理費(製作) 現場管理費(据付) 据付間接費(据付) 設計技術費 技術者間接費 機器間接費	一般管理費等

## 別記

### 工事費内訳書の記載における留意事項

#### 1 スクラップ処分費について

- (1) スクラップ処分費のうち、有価物の売却金額（以下「スクラップ控除額」という。）については、県の積算基準（公表）において直接工事費から控除している。（ただし、諸経費の算出については、控除前の直接工事費を基に算出している。）
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、スクラップ控除額を除いた金額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、工事費内訳書（様式第1号）において、スクラップ控除額を直接工事費以外の項目から除いた場合でも違算としては扱わないが、失格基準の適用については、提出のあった工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

#### 2 一括計上価格について

- (1) 県の積算基準（公表）において、一括計上価格は直接工事費の内訳に含まれる項目になっている。
- (2) 直接工事費相当額に対する失格基準については、一括計上価格を含めた直接工事費の設計額で判定するものとする。
- (3) 入札参加者の見積内訳書、工事費内訳書（様式第1号）において、一括計上価格を直接工事費以外の項目に計上した場合でも違算としては扱わないが、失格基準の適用については、提出のあった工事費内訳書に記載された金額によりそのまま判定するものとする。

#### 3 その他

- (1) 工事費内訳書は失格判定を行うために用いることから、県の積算基準（公表）及び別表に基づき記入するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別途、入札説明書等で示された扱いをもって失格判定を行うものとする。
- (2) 工事費内訳書の記入欄において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれか1つでも記入がない場合、当該入札書を無効とする。

判定ベースシート

工事名	国道改築工事
工事番号	12-41300-0001
工事箇所	福島市杉妻町地内
発注種別	一般土木工事

	直接請負人:1	下請負人:2	下請負人:3
商号又は名称	AAA建設(株)	BBB工業(株)	CCC建設(有)
建設業許可番号			
許可番号が無い場合は電話番号			

工種	数量	単位	設計額	全体工事金額	AAA建設(株)	BBB工業(株)	CCC建設(有)
本工事費							
道路改良							
道路土工	1	式	14,000,000	12,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
地盤改良工	1	式	8,000,000	7,500,000		7,500,000	
法面工	1	式	4,000,000	3,500,000			3,500,000
擁壁工	1	式	10,000,000	9,000,000			9,000,000
ブロック積み工	1	式	9,000,000	8,000,000	8,000,000		
カルバート工	1	式	7,000,000	6,000,000	6,000,000		
小型水路工	1	式	3,000,000	2,800,000	2,800,000		
路盤工	1	式	6,000,000	5,500,000	5,500,000		
構造物撤去工[★]	1	式	1,000,000	900,000	900,000		
うち鋼材スクラップ	1	式	-500,000	-400,000	-400,000		
直接工事費			62,000,000	55,200,000	26,200,000	11,500,000	17,500,000
共通仮設費	1	式	6,300,000	5,800,000	2,800,000	1,000,000	2,000,000
純工事費			68,300,000	61,000,000	29,000,000	12,500,000	19,500,000
現場管理費			17,700,000	12,000,000	3,000,000	3,500,000	5,500,000
うち元請・下請の現場管理費	1	式			3,000,000	2,000,000	3,000,000
うち下請の一般管理費	1	式				1,500,000	2,500,000
工事原価			86,000,000	73,000,000	32,000,000	16,000,000	25,000,000
一般管理費	1	式	9,600,000	5,000,000	5,000,000		
工事価格			95,600,000	78,000,000	37,000,000	16,000,000	25,000,000

[★] 直接工事費においてスクラップ控除を行っている場合、当該工種の工事金額はスクラップ控除後の減額した金額で入力すること。また、スクラップ控除分については、直下に“うち数”としてマイナス計上すること。

※  以外の内容については、工事執行権者が入力する

※  内に、入札執行権者は入札参加希望者が提出した工事費内訳書(様式1号)のデータを複写する

※ 行が不足する場合は、直接工事費より上の行を追加すること。(工事費内訳書と同様にすること。)

想定下請応札率算出シート

工種	設計額A	応札額B	工種別応札率 C=B/A	有価物の売却金額等、設計額において(マイナス)表示されている工種を除く工種別応札率 C	元請金額D	下請金額E	想定元請設計額 F=D/C	想定下請設計額 G=E/C
本工事費								
道路改良								
道路土工	14,000,000	12,000,000	0.86	0.86	3,000,000	9,000,000	3,500,000	10,500,000
地盤改良工	8,000,000	7,500,000	0.94	0.94		7,500,000		8,000,000
法面工	4,000,000	3,500,000	0.88	0.88		3,500,000		4,000,000
擁壁工	10,000,000	9,000,000	0.90	0.90		9,000,000		10,000,000
ブロック積み工	9,000,000	8,000,000	0.89	0.89	8,000,000		9,000,000	
カルバート工	7,000,000	6,000,000	0.86	0.86	6,000,000		7,000,000	
小型水路工	3,000,000	2,800,000	0.93	0.93	2,800,000		3,000,000	
路盤工	6,000,000	5,500,000	0.92	0.92	5,500,000		6,000,000	
構造物撤去工[★]	1,500,000	1,300,000	0.87	0.87	1,300,000		1,500,000	
うち鋼材スクラップ	-500,000	-400,000	0.80		-400,000		-500,000	
直接工事費	62,000,000	55,200,000	0.89	0.89	26,200,000	29,000,000	29,500,000	32,500,000
共通仮設費	6,300,000	5,800,000	0.92	0.92				

想定下請応札率 89.23%

※ 本表は、判定ベースシートのデータから自動計算される  
 ※ 行が不足する場合は、直接工事費より上の行を追加すること。(工事費内訳書と同様にすること。)

# 施工体制事前調査失格基準判定シート

**消費税率10%対応済み**  
 ※消費税率変更の際にはD10のセル関数を修正すること。

工事名	国道改築工事
工事番号	12-41300-0001
工事箇所	福島市杉妻町地内

商号又は名称 **AAA建設(株)**

予定価格(税込み)	102,131,700
調査基準価格(税込み)	82,782,500
応札額(税込み)	85,800,000 ⇒失格基準①②③で判定する

**失格基準①** 設計額における現場管理費相当額 × (0.55 + 下請純工事費 / 全純工事費 × 0.45)

設計額における現場管理費相当額	17,700,000
下請純工事費	32,000,000
全純工事費	61,000,000

失格基準① 工事費内訳書に計上された現場管理費相当額

判定	13,913,000	>	12,000,000
<b>OUT</b>			

**失格基準②** 設計額における一般管理費相当額 × 0.5

設計額における一般管理費相当額	9,600,000
-----------------	-----------

失格基準② 工事費内訳書に計上された一般管理費相当額

判定	4,800,000	≤	5,000,000
<b>OK</b>			

**失格基準③** 落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 調査基準価格 / 予定価格

直接工事費における想定下請応札率	89.23%
調査基準価格 / 予定価格	81.05%

判定

81.05%	≤	89.23%
<b>OK</b>		

**失格基準④** 落札候補者の直接工事費における想定下請応札率 < 応札率

直接工事費における想定下請応札率	-
応札率	-

判定

-	-	-
<b>-</b>		

**失格基準⑤** 工種ごとの直接工事費及び共通仮設費が85%に満たない工種等があるか  
 ※有価物の売却金額等、設計額において-(マイナス)表示されている工種は対象としない。

判定

-	-	-
<b>-</b>		

※                      欄のみ入札執行権者が入力する  
 ※ その他の数値など判定結果は、自動計算される  
 ※ 行及び列の追加、削除は行わないこと

(改正後全文)

## 施工体制確認調査基準

### 1 判定方法等

#### (1) 施工体制台帳の写しと下請契約書の写しの確認（試行要領第8条3項）

##### ① 下請負人の確認

工事執行権者は、入札時に提出された工事費内訳書（様式1号）に記載されている下請負人名が施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しの一次下請負人名に記載されていることを確認する。

また、一次下請負人名がない場合は、下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）によりその理由について確認し、合理的な理由がない場合は、当該下請負人の下請負について、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

なお、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負金額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由があること等により新たな下請人が増える場合は除く。

##### ② 下請金額の確認

工事執行権者は、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しにおける下請負代金額が、入札時に提出された工事費内訳書（様式1号）に記載されている下請負人の予算額を下回っていないことを確認する。下請負代金額が下請負人の予算額より下回る場合は、下請工種内訳変更書（様式2-1号）及び下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）によりその理由について確認し、合理的な理由がない場合は、当該下請負人の下請負について、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

##### ③ 下請工事内容の確認

工事執行権者は、入札時に提出された下請工種内訳書（様式2号）に記載されている下請負人の工事内容が、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しにおける工事内容と同じであることを確認する。下請負人の工事内容に変更・追加がある場合は、下請工種内訳変更書（様式2-1号）及び下請負人・下請金額の変更に関する理由書（様式3号）によりその理由について確認し、合理的な理由がない場合は、当該下請負人の下請負について、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

##### ④ 下請金額総額の確認

工事執行権者は、工事着手後に下請割合の大幅な増加を行うことのないよう、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しにおける下請金額の総額が、入札時に提出された工事費内訳書（様式1号）に記載されている下請金額の総額に対し、下請金額の増加分が3割以上の増加がないかどうかについて確認する。

3割以上の増加がある場合は、工事内容の変更に伴う新たな工種の追加や下請負

額の増加分に相当する工事量増加等の相応の理由がある場合等を除き、速やかに是正を指示するとともに再提出を求めるものとする。

(2) 下請負報告書等の確認（試行要領第8条5項）

工事執行権者は、完成検査後に提出される下請負報告書について、上記（1）により確認された内容により下請金額が適正に支払われているかどうかについて確認する。

なお、適正に支払われていない場合には、落札業者について入札参加資格制限の対象とすることができる。

(様式1号)  
工事費内訳書

工事名	<b>【 発注者向け注釈 (公告の際はこの注釈を削除すること。) 】</b> 工事名、工事番号、 工事箇所、発注種別 は工事執行権者が入力 すること。
工事番号	
工事箇所	
発注種別	

	直接請負人:1 [注1]	下請負人:2	下請負人:3
商号又は名称			
建設業許可番号 [注2]			
許可番号が無い場合は電話番号			

[注1]JVの場合は代表構成員とその他の構成員についても記載すること

[注2]大臣許可:00-000000、福島県知事許可:07-000000

工 種	数量	単位	全体工事金額																
<b>【 発注者向け注釈(公告の際はこの注釈を削除すること。) 】</b> 工種、数量、単位は工事執行権者が閲覧に供する金抜設計書 と齟齬のないように入力すること。 ただし、スクラップ控除等を含み減額する場合には、失格 判定が適正に行われるように留意すること。 特に、入札参加者が記入する場合、スクラップ控除額を除く減額 された金額を入力することや、スクラップ控除額を“うち数”として マイナス計上すること等が分かるように明示すること。																			
							<b>【 発注者向け注釈(公告の際はこの注釈を削除すること。) 】</b> 行が不足する場合は、直接工事費より上の行を追加すること。 (判定ベースシートも同様に行を追加すること。)												
														直接工事費 [注3]					
														共通仮設費	1	式			
														純工事費					
														現場管理費					
														うち元請・下請の現場管理費	1	式			
														うち下請の一般管理費	1	式			
														工事原価					
														一般管理費	1	式			
工事価格																			

※工種欄には、工種(レベル2)まで記載する

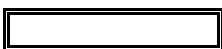
※工種における各費目の構成は、土木工事標準積算基準によるものとする。ただし、別途入札説明書等で扱いを示されている場合はそれによる。

[注3]直接工事費においてスクラップ控除を行っている場合、当該工種の工事金額はスクラップ控除後の減額した金額で入力すること。また、スクラップ控除分については、直下に“うち数”としてマイナス計上すること。

※見積内訳書及び下請工種内訳書に記載する金額と一致すること。

ただし、別途入札説明書等で扱いを示されている場合はそれによる。

凡例



: 入札参加希望者入力部分



: 入力禁止部分(発注者入力部分及び自動計算部分)



記入例

工事名	国道改築工事
工事番号	12-41300-0001
工事箇所	福島市杉妻町地内
発注種別	一般土木工事

	直接請負人:1 [注1]	下請負人:2	下請負人:3
商号又は名称	AAA建設(株)	BBB工業(株)	CCC建設(有)
建設業許可番号[注2]	07-00000	00-△△△△	-
許可番号が無い場合は電話番号		-	024-521-□□

[注1]JVの場合は代表構成員とその他の構成員についても記載すること  
[注2]大臣許可:00-0000000、福島県知事許可:07-0000000

工種	数量	単位	全体工事金額	AAA建設(株)	BBB工業(株)	CCC建設(有)
本工事費						
道路改良						
道路土工	1	式	12,000,000	3,000,000	4,000,000	5,000,000
地盤改良工	1	式	7,500,000		7,500,000	
法面工	1	式	3,500,000			3,500,000
擁壁工	1	式	9,000,000			9,000,000
ブロック積み工	1	式	8,000,000	8,000,000		
カルバート工	1	式	6,000,000	6,000,000		
小型水路工	1	式	2,800,000	2,800,000		
路盤工	1	式	5,500,000	5,500,000		
構造物撤去工[注3]	1	式	900,000	900,000		
うち鋼材スクラップ			-400,000	-400,000		
直接工事費[注3]			55,200,000	26,200,000	11,500,000	17,500,000
共通仮設費	1	式	5,800,000	2,800,000	1,000,000	2,000,000
純工事費			61,000,000	29,000,000	12,500,000	19,500,000
現場管理費			12,000,000	3,000,000	3,500,000	5,500,000
うち元請・下請の現場管理費	1	式		3,000,000	2,000,000	3,000,000
うち下請の一般管理費	1	式			1,500,000	2,500,000
工事原価			73,000,000	32,000,000	16,000,000	25,000,000
一般管理費	1	式	5,000,000	5,000,000		
工事価格			78,000,000	37,000,000	16,000,000	25,000,000

例 構造物撤去(控除しない額) = 1,300,000  
スクラップ控除額 = 400,000  
⇒ 『構造物撤去工』に入力する金額

※工種欄には、工種(レベル2)まで記載する  
※工種における各費目の構成は、土木工事標準積算基準によるものとする。ただし、別途入札説明書等で扱いを示されている場合はそれによる。  
[注3]直接工事費においてスクラップ控除を行っている場合、当該工種の工事金額はスクラップ控除後の減額した金額で入力すること。また、スクラップ控除分については、直下に“うち数”としてマイナス計上すること。

凡例

: 入札参加希望者入力部分

: 入力禁止部分(発注者入力部分及び自動計算部分)









(様式3号)

下請負人・下請金額の変更に関する理由書	
工事番号及び 工 事 名	工事番号 号 工 事
工 事 場 所	線 市 町 筋 郡 村 地内
<b>【下請負人の変更に関する理由】</b>	
①下請負人名：_____	
②変更下請負人名：_____	
③変更理由(該当□内にレを付す。)	
<input type="checkbox"/> 当初予定していた一次下請負人が、当該工事の入札前に他の工事の元請負人又は下請負人になった。	
<input type="checkbox"/> 当初予定していた一次下請負人が、営業停止又は指名停止になった。	
<input type="checkbox"/> 当初予定していた一次下請負人の主任技術者が、事故等、不測の事態により配置できなくなった。	
<input type="checkbox"/> 現地精査の結果、施工方法の変更等、不測の事態を生じたため、当初予定していた一次下請負人との契約が困難となったため。	
<input type="checkbox"/> 工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、当初予定していた一次下請負人以外の者への下請負の必要が生じた。	
<input type="checkbox"/> その他(具体的内容を下欄に記載)	
<b>【下請金額の変更に関する理由】</b>	
①下請金額：_____円 (消費税抜き額)	
②変更下請金額：_____円 (消費税抜き額)	
③変更理由(該当□内にレを付す。)	
<input type="checkbox"/> 現地精査の結果、施工方法や工事数量の変更が生じた。	
<input type="checkbox"/> 工事内容の変更に伴い、新たな工種の追加や工事数量の変更があり、下請負の予定額を変更する必要が生じた。	
<input type="checkbox"/> その他(具体的内容を下欄に記載)	
上記事項について提出します。	
年 月 日	(請負人) 名 称 代表者
指示事項	
年 月 日	監督員

本様式は、以下の場合において、福島県元請・下請関係適正化指導要綱第10の規定により施工体制台帳の写しを提出する際に併せて提出すること。また、下請工種内訳変更書(様式2-1号)も併せて提出すること。

1. 工事費内訳書(様式1号)に記載されていない新たな下請負人と契約する場合
2. 工事費内訳者(様式1号)に記載されている各下請人の金額を下回る場合
3. 下請工種内訳書(様式2号)の工事内容の変更・追加が生じた場合

様式 4 号

直接工事費等低価格理由書

工事番号		工事名	
理由書作成者	住 所		
	商号又は名称		
理由を記載する工種名又は共通仮設費			
(理由)			

※理由書は、各工種又は共通仮設費ごとに作成すること

※理由の説明の根拠となる資料を別途添付すること

※理由書及び根拠資料は契約権者からあった提出期限までに必ず提出すること

